

## 交通事故など

### 第三者行為によってケガや病気をしたとき

交通事故（自動車事故や自転車事故）やけんかなど、第三者（加害者）の行為によってケガや病気をしたとき、治療費は加害者が全額負担することが原則です。

国保の保険証を使って治療を受けることができますが、この場合、国保が治療費を一時立て替え、後日加害者に請求することになります。

国保で治療を受ける際は、示談が成立する前に必ず「第三者行為による傷病届」を提出してください。

※加害者から治療費を受け取り、示談が成立してしまうと国保で立て替えた治療費をご本人から返還していただくことがあります。

※交通事故による場合は、警察に届出し「事故証明書」を発行してもらいましょう。

#### 【お問い合わせ先】

保健福祉課医療保険係      0152-62-4473